

「子どもの未来応援団」助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上伊那地域内に在住する子どもたちが、子どもの未来応援団の活動を通して、現在及び未来に希望と目標を持って主体的、積極的に活動を行うために、郷土愛プロジェクト（上伊那広域連合規約（平成11年長野県指令地第348号）第2条の関係市町村（以下「関係市町村」という。）の産官学組織が構成団体となり、関係市町村の枠を超えて協働しながら、次世代育成や地域づくりを実践しているプロジェクトをいう。）が予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「子どもの未来応援団」とは、上伊那地域内に在住する子どもが次に掲げる活動を行う場合に、その活動を支援する団体等をいう。

- (1) 地域連携活動
- (2) スポーツ推進活動
- (3) 芸術・文化推進活動

(対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる団体は、上伊那地域内に所在する団体等で、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1項に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- (3) 前2号に掲げるもののほか、上伊那地域内で子どもの健全育成のために活動している団体又は個人

(対象事業)

第4条 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、国、県その他の機関の補助事業の対象となっているものを除く。

- (1) 地域や地元企業等と共に学習又は活動を行っている事業
- (2) スポーツ又は芸術・文化の分野で子どもが活躍している事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、郷土愛プロジェクトの会長（以下「会長」という。）が必要と認める事業

(助成対象経費及び助成金額等)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、前条各号に掲げる事業に要する

経費とする。又、助成金額等については、次に挙げるものとする。

(1) 助成金の額は、活動にかかった経費のうち、5万円を上限とする。

(2) 助成金の交付は、1年度につき1回を限度とする。

(3) 同一団体等による同一事業についての助成は3年を限度とする。ただし、会長が必要と認める事業についてはこの限りではない。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、子どもの未来応援団助成金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、子どもの未来応援団助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第8条 前条の通知書を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、助成金の交付申請の内容を変更しようとするとき又は助成対象事業を中止しようとするときは、速やかに子どもの未来応援団助成事業変更・中止承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 助成決定者は、助成対象事業が完了したときは、子どもの未来応援団助成事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 助成対象事業に係る活動経過写真別紙(別記様式4号関係)子どもの未来応援団事業実施報告書

(2) 助成対象事業に要した費用の支払状況が分かる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第10条 会長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、子どもの未来応援団助成金確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 前条の通知書を受けた者は、助成金の交付を請求しようとするときは、子どもの未来応援団助成金交付請求書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の取消し)

第12条 会長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) この要綱に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が取り消すことが適当と認めるとき。
- (補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月18日から施行し、平成30年度の助成金から適用する。

この要綱は、令和6年5月13日から施行し、令和6年度の助成金から適用する。

この要綱は、令和7年5月13日から施行し、令和7年度の助成金から適用する。

新旧対照表

新	旧
<p>(助成対象経費及び助成金額等)</p> <p>第5条 助成金の交付の対象となる経費は、前条各号に掲げる事業に要する経費とする。又、助成金額等については、次に挙げるものとする。</p> <p>(1) 助成金の額は、活動にかかった経費のうち、5万円を上限とする。</p> <p>(2) 助成金の交付は、1年度につき1回を限度とする。</p> <p>(3) 同一団体等による同一事業についての助成は3年を限度とする。ただし、会長が必要と認める事業についてはこの限りではない。</p>	<p>(助成対象経費及び助成金額等)</p> <p>第5条 助成金の交付の対象となる経費は、前条各号に掲げる事業に要する経費とする。又、助成金額等については、次に挙げるものとする。</p> <p>(1) 助成金の額は、活動にかかった経費のうち、5万円を上限とする。</p> <p>(2) 助成金の交付は、1年度につき1回を限度とする。</p>
<p>(実績報告)</p> <p>第9条 助成決定者は、助成対象事業が完了したときは、子どもの未来応援団助成事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 別紙(別記様式4号関係) 子どもの未来応援団事業実施報告書</p> <p>(2) 助成対象事業に要した費用の支払状況が分かる書類</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第9条 助成決定者は、助成対象事業が完了したときは、子どもの未来応援団助成事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 助成対象事業に係る活動経過写真</p> <p>(2) 助成対象事業に要した費用の支払状況が分かる書類</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類</p>